【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成26年8月14日

【四半期会計期間】 第23期第1四半期(自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)

【会社名】 燦キャピタルマネージメント株式会社

【英訳名】 Sun Capital Management Corp.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 前 田 健 司

【本店の所在の場所】 大阪市中央区瓦町二丁目3番15号

【電話番号】 06-6205-5611

【事務連絡者氏名】 取締役 管理本部 本部長 岡 田 和 則

【最寄りの連絡場所】 大阪市中央区瓦町二丁目3番15号

【電話番号】 06-6205-5611

【事務連絡者氏名】 取締役 管理本部 本部長 岡 田 和 則

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次			第22期 第 1 四半期 連結累計期間		第23期 第 1 四半期 連結累計期間		第22期
会計期間		自至	平成25年4月1日 平成25年6月30日	自至	平成26年4月1日 平成26年6月30日	自至	平成25年4月1日 平成26年3月31日
売上高	(千円)		119,155		109,017		462,075
経常損失()	(千円)		21,140		43,072		38,918
四半期純損失()又は当期純 利益	(千円)		24,650		45,630		57,045
四半期包括利益又は包括利益	(千円)		25,464		44,815		60,333
純資産額	(千円)		508,331		1,076,930		912,342
総資産額	(千円)		3,171,492		3,516,240		3,322,228
1 株当たり四半期純損失金額 ()又は1株当たり当期純利 益金額	(円)		4.17		4.83		7.67
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額	(円)						7.65
自己資本比率	(%)		4.0		12.4		8.2

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
 - 2.売上高には、消費税等は含まれておりません。
 - 3. 当社は、平成25年10月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期純損失金額()又は1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。
 - 4.第22期第1四半期連結累計期間及び第23期第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、 投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等の リスク」について重要な変更はありません。

なお、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況につきましては、次の通りであります。

当社グループは、前連結会計年度において、営業利益6百万円、当期純利益57百万円を計上し、黒字転換しておりますが、経常損益では、38百万円の経常損失を計上しております。当第1四半期連結累計期間においても、営業損失26百万円、経常損失43百万円、四半期純損失45百万円を計上しております。

このため、継続的な収益計上するには至っておらず、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社グループは、当該事象又は状況を改善・解消すべく、3「財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」(7)「事業等のリスクに記載した重要事象についての分析・検討内容及び当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策」に記載のとおり、安定した収益の確保、コスト削減、財務基盤の強化及び資金の確保等の対応策を順次取り進めておりますが、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

2 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間における我が国の経済は、消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動により、個人消費や生産など一部に弱さがみられ、また中国・新興国経済の成長の鈍化や原材料価格の高騰等の不安材料もあり、 先行き不透明な状況は続いております。

当社グループの主な事業領域である金融・不動産市況では、大胆な金融緩和政策をはじめとした経済財政運営に 対する期待感を背景に国内金融・不動産市場にも持ち直しの動きが見られるものの、地価の上昇や建築コストの高 騰及び消費税増税後の景気動向も不透明であり、未だ楽観視できない状況にあります。

このような市場環境の下、当社グループは、不動産を核とした事業展開をより深耕させ、新たな収益機会と投資家の獲得に努めて参りましたが、第1四半期連結累計期間においては、実績として積み上がるまでには至りませんでした。

これらの結果、当第1四半期連結累計期間の売上高は109百万円(前年同四半期比8.5%減)、営業損失は26百万円(前年同四半期は7百万円の営業損失)、経常損失は43百万円(前年同四半期は21百万円の経常損失)、四半期 純損失は45百万円(前年同四半期は24百万円の四半期純損失)となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

(投資事業)

投資事業につきましては、当社保有の不動産からの賃料収入、ゴルフ場売上等の結果により、投資事業の売上高は107百万円(前年同四半期比9.1%減)、セグメント損失(営業損失)は28百万円(前年同四半期は8百万円のセグメント損失(営業損失))となりました。

(アセットマネージメント事業)

アセットマネージメント事業につきましては、アセットマネージメント業務報酬、ファンドからの管理フィー等を計上したこと等の結果により、アセットマネージメント事業の売上高は0.4百万円(前年同四半期比増減なし)、セグメント利益(営業利益)は0.4百万円(前年同四半期比4.9%増)となりました。

(その他の事業)

その他の事業につきましては、アドバイザリー業務報酬等の結果により、その他の事業の売上高は0.7百万円 (前年同四半期比432.4%増)、セグメント利益(営業利益)は0.5百万円(前年同四半期比167.1%増)となりました。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末における総資産につきましては、前連結会計年度末に比べ、194百万円増加し、3,516百万円となりました。この主な要因は、現金及び預金が104百万円、流動資産のその他が101百万円それぞれ増加したこと等によるものであります。

負債につきましては、前連結会計年度末に比べ、29百万円増加し、2,439百万円となりました。その主な要因は、短期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む。)及び長期借入金が24百万円、流動負債のその他が9百万円それぞれ増加したこと等によるものであります。

純資産につきましては、前連結会計年度末に比べ、164百万円増加し、1,076百万円となりました。その主な要因は、四半期純損失により利益剰余金が45百万円減少した一方、転換社債型新株予約権付社債の転換及び新株予約権の行使により資本金及び資本準備金がそれぞれ104百万円増加したこと等によるものであります。

(3) 研究開発活動

該当事項はありません。

(4) 従業員の状況

連結会社の状況

当第1四半期連結累計期間において、連結会社の従業員数の著しい増減はありません。

提出会社の状況

当第1四半期累計期間において、提出会社の従業員数の著しい増減はありません。

(5) 生産、受注及び販売の実績

当第1四半期連結累計期間において、生産、受注及び販売の実績の著しい変動はありません。

(6) 主要な設備

当第1四半期連結累計期間において、主要な設備の著しい変動及び主要な設備の前連結会計年度末における計画 の著しい変更はありません。 (7) 事業等のリスクに記載した重要事象についての分析・検討内容及び当該重要事象等を解消し、又は改善するため の対応策

当社グループは、「1 事業等のリスク」に記載のとおり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当社グループは、当該事象又は状況を改善・解消すべく、以下のとおり、安定した収益の確保、コスト削減、財務基盤の強化及び資金の確保等により安定した経営を図って参ります。

株式会社兵庫宝不動産をはじめとした業務提携先の保有不動産等の情報を中心に流動化(売却)事業を推進し、 安定した売上と利益の向上を図ります。さらに、国内外の不動産、国内外の投資家を対象とした仲介及び各種アド バイザリー業務の取り扱い件数を増やすなど、多方面からの収益の増加を図ります。

一方、平成26年5月23日開催の取締役会において、マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社に対して第三者割当増資による第1回転換社債型新株予約権付社債及び第4回新株予約権の発行を決議致しました。当第1四半期連結累計期間において、すべての社債の転換及び新株予約権の行使が完了し、更なる収益確保等のため総額209百万円の資金調達を図っております。

さらに、継続して、役員報酬の減額や業務提携先との協働をはじめとした業務の効率化等、安定的な収益に見合った組織体制・コスト構造への転換を進めて参ります。

しかしながら、上記のすべての事業が計画通り実現するとは限らないため、現時点においては、継続企業の前提 に関する重要な不確実性が認められます。

なお、四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を四半期連結財務諸表に反映しておりません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	30,000,000
計	30,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成26年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成26年8月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	11,396,753	11,396,753	東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株式数は100株であります。
計	11,396,753	11,396,753		

(2) 【新株予約権等の状況】

当第1四半期会計期間において発行した新株予約権及び新株予約権付社債は、次のとおりであります。

第4回新株予約権

決議年月日	平成26年 5 月23日
新株予約権の数(個)	69
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,725,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	92(注)2
新株予約権の行使期間	(注)3
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発 行価格及び資本組入額(円)	(注) 4
新株予約権の行使の条件	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)6
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)7

- (注) 1.新株予約権1個につき目的となる株式数は、25,000株であります。
 - 2.(1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

既発行株式数 +交付株式数 × 1 株あたり払込金額調整後行使価額 = 調整前行使価額 ×1 株あたりの時価既発行株式数 + 交付株式数

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる交付につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

普通株式について株式の分割をする場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式 又は本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権 (新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部にかかる取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で 行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は 割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける 権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含

む。)の取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本項第(2)号 から までの各取引において、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには本項第(2)号 から にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した本 新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

(調整前行使価額 - 調整後行使価額) + ^{間面} 付る

調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数

株式数

調整後行使価額

この場合、1株未満の端数が生じるときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45 取引日目に始まる 30 取引日(終値のない日を除く。)の株式会社東京証券取引所JASDAQ スタンダード市場(以下「東証 JASDAQ スタンダード」という。)における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。

(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

- 3. 平成26 年6月9日から平成28 年6月8日(但し、平成28 年6月8日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日)までの期間とする。但し、第14 項に定める組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合は、それらの効力発生日から14 日以内の日に先立つ30 日以内の当社が指定する期間は、本新株予約権を行使することはできない。この場合は、行使を停止する期間その他必要な事項を、当該期間の開始日の1ヶ月前までに通知する。
- 4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

- 5. (1) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - (2) 各本新株予約権の一部行使はできない。
- 6. 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
- 7. 合併、会社分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転(以下「組織再編行為」と総称する。)を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社(以下「再編当事会社」と総称する。)は以下の条件に基づき本新株予約権にかかる新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。

(1) 新たに交付される新株予約権の数

新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。 調整後の1個未満の端数は切り捨てる。

(2) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類

再編当事会社の同種の株式

- (3) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法 組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。
- (4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。
- (5) 新たに交付される新株予約権にかかる行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得事由、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件

第11 項ないし第14 項、第16 項及び第17 項に準じて、組織再編行為に際して決定する。

(6) 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限

新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。

第1回転換社債型新株予約権付社債

決議年月日	平成26年 5 月23日
新株予約権の数(個)	20
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	543,478(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	92(注)2
新株予約権の行使期間	(注)3
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発 行価格及び資本組入額(円)	(注)4
新株予約権の行使の条件	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)6
代用払込みに関する事項	(注)7
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)8

- (注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、27,173株であります。
 - 2.(1)本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法 本新株予約権1個の行使に際し、当該本新株予約権が付された各本社債を出資するものとする。 本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。

(2)転換価額

当初転換価額

転換価額は、当初、92 円とする。なお、転換価額は 乃至 に定めるところに従い調整されることがある。

転換価額の調整

当社は、本新株予約権付社債の発行後、本号 に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「時価下発行による転換価額調整式」という。)により転換価額を調整する。

時価下発行による転換価額調整式により本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う場合及びその調整 後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

() 時価(本号 ()に定義される。)を下回る払込金額をもってその発行する当社普通株式又はその処分する当社の有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合(但し、下記()の場合、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後の転換価額は、払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、また、当該募集において株主に株式の 割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日の翌日以降これを適用 する。

() 普通株式の株式分割又は無償割当てをする場合

調整後の転換価額は、当該株式分割又は無償割当てにより株式を取得する株主を定めるための基準日(基準日を定めない場合は、効力発生日)の翌日以降これを適用する。

() 時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行する場合、又は時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券又は権利を発行する場合

調整後の転換価額は、発行される株式又は新株予約権その他の証券又は権利(以下「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で取得又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして時価下発行による転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該取得請求権付株式等の払込期日又は払込期間末日の翌日以降、また、当該募集において株主に割り当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日(基準日を定めない場合は、その効力発生日)の翌日以降これを適用する。

() 上記()乃至()の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記()乃至()にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

(調整前転換価額 - 調整後転換価額) +

調整前転換価額により

当該期間内に交付された普通株式数

交付普通株式数

調整後転換価額

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- () 時価下発行による転換価額調整式及び特別配当による転換価額調整式(以下「転換価額調整式」と 総称する。)の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
- () 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日に先立つ45 取引日目に始まる30 取引日(当社普通株式に関し終値のない日数を除く。)の株式会社東京証券取引所JASDAQ スタンダード市場における当社普通株式終値の平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
- () 時価下発行による転換価額調整式で使用する既発行株式数は、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日、また、それ以外の場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。
- () 時価下発行による転換価額調整式により算出された転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整は行わないこととする。但し、次に転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用するものとする。

本号 の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な転換価額の 調整を行う。

- () 株式の併合、合併、会社分割、株式移転又は株式交換のために転換価額の調整を必要とするとき。
- () その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
- () 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

本号 乃至 により転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権付社債権者に通知する。但し、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

- 3.本新株予約権付社債権者は、平成26年6月9日から平成28年6月8日(但し、行使期間最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日)までの間(以下「行使期間」という。)、いつでも、本新株予約権を行使することができる。行使期間を経過した後は、本新株予約権は行使できないものとする。
- 4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
 - (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17 条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 5. 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
- 6. 本新株予約権付社債は、会社法第254 条第2 項本文及び第3 項本文の定めにより、本新株予約権 又は本社債の一方のみを譲渡することはできない。
- 7. 本新株予約権1個の行使に際し、当該本新株予約権が付された各本社債を出資するものとする。本新株予約 権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。
- 8. 当社による組織再編の場合の承継会社による新株予約権付社債の承継

当社が組織再編行為を行う場合は、発行要領に定めた手続きに基づき本新株予約権付社債の繰上償還を行う場合を除き、承継会社等をして、組織再編の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に付された本新株予約権の所持人に対して、当該本新株予約権の所持人の有する本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、承継会社等の新株予約権で、本号(1)乃至(10)の内容のもの(以下「承継新株予約権」という。)を交付させるものとする。この場合、組織再編の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本社債にかかる債務は承継会社等に承継され、本新株予約権の所持人は、承継新株予約権の新株予約権所持人となるものとし、本要項の本新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用する。

(1) 交付される承継会社等の新株予約権の数

当該組織再編行為の効力発生日直前において残存する本新株予約権付社債の所持人が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。

- (2) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の種類 承継会社等の普通株式とする。
- (3) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編行為の条件 を勘案の上、本要項を参照して決定するほか、以下に従う。なお、転換価額は3.と同様の調整に服する。

合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編行為において受領する承継会社等の普通株式の数を受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編行為に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の公正な市場価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。

その他の組織再編行為の場合には、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を 行使したときに、当該組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社 債所持人が得ることのできる経済的利益と同等の経済的利益を受領できるように、転換価額を定める。

- (4) 承継会社等の新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法
- 承継会社等の新株予約権1 個の行使に際しては、各本社債を出資するものとし、承継会社等の新株予約権1 個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。
- (5) 承継会社等の新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編行為の効力発生日又は承継会社等の新株予約権を交付した日のいずれか遅い日から、3.に 定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

- (6) 承継会社等の新株予約権の行使の条件
 - 5.に準じて決定する。
- (7) 承継会社等の新株予約権の取得条項 定めない。
- (8) 承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) 組織再編行為が生じた場合

当社は、本新株予約権付社債権者と合意の上、随時本新株予約権付社債をいかなる価格でも買入れることができる。

当社が本新株予約権付社債を買入れた場合には、当社は、いつでも、その選択により、当該本新株予約権付社債にかかる本社債を消却することができ、かかる消却と同時に当該本新株予約権付社債にかかる本新株予約権は消滅する。

(10) その他

承継会社等の新株予約権の行使により承継会社等が交付する承継会社等の普通株式の数につき、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨て、現金による調整は行わない(承継会社等が単元株制度を採用している場合において、承継会社等の新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算し、1株未満の端数はこれを切り捨てる。)。また、当該組織再編行為の効力発生日時点における本新株予約権付社債所持人は、本社債を承継会社等の新株予約権とは別に譲渡することができないものとする。かかる本社債の譲渡に関する制限が法律上無効とされる場合には、承継会社等が発行する本社債と同様の社債に付された承継会社等の新株予約権を、当該組織再編行為の効力発生日直前の本新株予約権付社債所持人に対し、本新株予約権及び本社債の代わりに交付できるものとする。

- (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】 該当事項はありません。
- (4) 【ライツプランの内容】 該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成26年4月1日~ 平成26年6月30日 (注)	2,268,478	11,396,753	104,701	1,130,065	104,701	995,052

⁽注)新株予約権の権利行使及び転換社債型新株予約権付社債の転換による増加であります。

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成26年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 9,127,900	91,279	権利内容に何ら制限の ない当社における標準 となる株式
単元未満株式	普通株式 375		1 単元(100株)未満の 株式
発行済株式総数	9,128,275		
総株主の議決権		91,279	

⁽注) 当第1四半期会計期間末日現在の「発行済株式」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成26年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令 第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

2.監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(平成26年4月1日から平成26年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成26年4月1日から平成26年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、清和監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

	前連結会計年度 (平成26年 3 月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成26年6月30日)
 資産の部		
流動資産		
現金及び預金	200,623	304,79
売掛金(純額)	1 13,653	1 10,86
商品	5,449	5,03
貯蔵品	909	2,49
その他	1 106,236	1 208,23
流動資産合計	326,871	531,42
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	126,559	124,46
その他(純額)	168,075	169,47
有形固定資産合計	294,634	293,93
無形固定資産		
その他	557	49
無形固定資産合計	557	49
投資その他の資産		
投資有価証券	750,132	749,59
投資不動産(純額)	1,910,560	1,902,88
その他	1 39,471	1 37,90
投資その他の資産合計	2,700,164	2,690,38
固定資産合計	2,995,356	2,984,81
資産合計	3,322,228	3,516,24
負債の部		
流動負債		
買掛金	2,499	3,31
短期借入金	696,396	707,27
1年内返済予定の長期借入金	628,417	635,91
未払法人税等	5,344	1,78
その他	87,463	97,32
流動負債合計	1,420,120	1,445,62
固定負債		
長期借入金	975,135	980,98
その他	14,629	12,69
固定負債合計	989,764	993,68
負債合計	2,409,885	2,439,30
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,025,363	1,130,06
資本剰余金	890,350	995,05
利益剰余金	1,642,179	1,687,80
株主資本合計	273,534	437,30
少数株主持分	638,807	639,62
純資産合計	912,342	1,076,93
負債純資産合計	3,322,228	3,516,24

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

売上高 前第1 四半期連結累計期間 (自 平成25年 4月1日) 第1 四半期連結累計期間 (自 平成26年 4月1日) 第1 四半期連結累計期間 (自 平成26年 4月1日) 第1 四半期連結累計期間 (自 平成26年 4月1日) 第1 回半期連結累計期間 (自 平成26年 4月1日) 第2 回 2 回 2 回 2 回 2 回 2 回 2 回 2 回 2 回 2 回			(単位:千円)
売上総利益 24,696 24,080 売上総利益 94,458 84,936 販売費及び一般管理費 101,666 111,547 営業損失() 7,207 26,600 営業外収益 99 1,252 貸倒引当金戻入額 - 1,866 その他 505 600 営業外収益合計 604 3,727 営業外費用 250 247 新株子約権発行費 - 5,596 その他 360 2,622 営業外費用合計 14,537 20,196 経常損失() 21,140 43,072 経常損失() 21,140 43,072 特別損失 1,268 - 出資金評価損 - 93 原状復旧工事費用 - 64 特別損失合計 1,268 1,570 匿名組合損益分配前稅金等調整前四半期純損失() 22,408 44,632 股名等調整的四半期純損失() 22,210 44,032 次人教等 1,645 7,76 少数株主損益調整前四半期純損失() 23,855 44,815 少数株主利益 794 814		(自 平成25年4月1日	当第1四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日
売上総利益 94,458 84,936 販売費及び一般管理費 101,666 111,541 営業損失() 7,207 26,604 営業外収益 7,207 26,604 受取利息 99 1,252 貸倒引当金戻入額 - 1,865 その他 505 605 営業外費用 604 3,727 営業外費用 13,927 11,726 支払利息 13,927 11,726 支払手数料 250 247 新株予約権発行費 - 5,596 その他 360 2,622 営業外費用合計 14,537 20,196 経常損失() 21,140 43,072 経常損失() 21,140 43,072 特別損失 1,268 - 出資金評価損 - 93 原状復旧工事費用 1,268 - 特別損失合計 1,268 - 医名組合損益分配額 1,268 - 医名組合損益分配額 1,268 - 医名組合損益分配額 1,268 - 医名組合	売上高	119,155	109,017
販売費及び一般管理費 101,666 111,541 営業損失() 7,207 26,604 営業外収益 99 1,252 貸倒引当金戻入額 - 1,865 その他 505 609 営業外費用 004 3,727 営業外費用 250 247 新株予約権発行費 - 5,596 その他 360 2,623 営業外費用合計 14,537 20,196 経常損失() 21,140 43,072 特別損失 1,268 - 事業所閉鎖損失 1,268 - 出資金評価損 - 930 原状復旧工事費用 - 644 特別損失合計 1,268 1,570 匿名組合損益分配前稅金等調整前四半期純損失() 22,408 44,643 医名組合損益分配前稅金等調整前四半期純損失() 22,210 44,03 法人稅等 1,645 776 少数株主損益調整前四半期純損失() 23,855 44,815 少数株主利益 794 814	売上原価	24,696	24,080
営業損失() 7,207 26,600 営業外収益 99 1,252 貸倒引当金戻入額 - 1,865 その他 505 606 営業外収益合計 604 3,727 営業外費用 13,927 11,726 支払利息 250 247 新株予約権発行費 - 5,598 その他 360 2,623 営業外費用合計 14,537 20,196 経常損失() 21,140 43,072 特別損失 1,268 - 出資金評価損 - 930 原状復旧工事費用 - 644 特別損失合計 1,268 1,570 匿名組合損益分配前税金等調整前四半期純損失() 1,268 1,570 匿名組合損益分配額 1,268 1,570 股金等調整前四半期純損失() 22,408 44,645 医名組合損益分配額 198 604 稅金等調整前四半期純損失() 22,210 44,035 少数株主損益調整前四半期純損失() 23,855 44,815 少数株主利益 794 814	売上総利益	94,458	84,936
営業外収益 99 1,252 貸倒引当金戻入額 - 1,863 その他 505 606 営業外収益合計 604 3,727 営業外費用 - 11,726 支払手数料 250 247 新株予約権発行費 - 5,596 その他 360 2,622 営業外費用合計 14,537 20,196 総常損失() 21,140 43,072 特別損失 1,268 - 事業所閉鎖損失 1,268 - 財資金評価損 - 930 原状復旧工事費用 - 640 特別損失合計 1,268 1,570 匿名組合損益分配前税金等調整前四半期純損失() 22,408 44,643 匿名組合損益分配額 198 600 税金等調整前四半期純損失() 22,210 44,03 法人税等 1,645 776 少数株主損益調整前四半期純損失() 23,855 44,818 少数株主利益 794 81	販売費及び一般管理費	101,666	111,541
受取利息 99 1,252 貸倒引当金戻入額 - 1,863 その他 505 608 営業外収益合計 604 3,727 営業外費用 - 13,927 11,726 支払利息 13,927 11,726 支払手数料 250 244 新株予約権発行費 - 5,598 その他 360 2,623 営業外費用合計 14,537 20,196 経常損失() 21,140 43,072 特別損失 1,268 - 事業所閉鎖損失 1,268 - 出資金評価損 - 930 原状復旧工事費用 - 640 特別損失合計 1,268 1,570 匿名組合損益分配前税金等調整前四半期純損失() 22,408 44,643 医名組合積益分配額 198 600 稅金等調整前四半期純損失() 22,210 44,03 法人税等 1,645 776 少数株主損益調整前四半期純損失() 23,855 44,818 少数株主利益 794 814	営業損失()	7,207	26,604
貸倒引当金戻入額 - 1,866 その他 505 609 営業外収益合計 604 3,727 営業外費用 支払利息 13,927 11,726 支払手数料 250 247 新株予約権発行費 - 5,596 その他 360 2,623 営業外費用合計 14,537 20,196 経常損失() 21,140 43,072 特別損失 1,268 - 出資金評価損 - 93 原状復旧工事費用 - 93 原状復旧工事費用 - 64 特別損失合計 1,268 1,570 匿名組合損益分配前稅金等調整前四半期純損失() 22,408 44,643 匿名組合損益分配額 198 604 稅金等調整前四半期純損失() 22,210 44,03 法人税等 1,645 77 少数株主損益調整前四半期純損失() 23,855 44,815 少数株主利益 794 81	営業外収益		
その他 営業外収益合計505606営業外費用支払利息13,92711,726支払手数料250247新株予約権発行費-5,596その他3602,623営業外費用合計14,53720,196経常損失())21,14043,072特別損失1,268-事業所閉鎖損失1,268-出資金評価損-930原状復旧工事費用-640特別損失合計1,2681,570匿名組合損益分配前稅金等調整前四半期純損失()22,40844,643匿名組合損益分配額198604稅金等調整前四半期純損失()22,21044,030法人稅等1,645776少数株主損益調整前四半期純損失()23,85544,816少数株主利益794814	受取利息	99	1,252
営業外収益合計 604 3,727 営業外費用 支払利息 13,927 11,726 支払手数料 250 247 新休予約権発行費 - 5,596 その他 360 2,623 営業外費用合計 14,537 20,196 経常損失() 21,140 43,072 特別損失 1,268 - 事業所閉鎖損失 1,268 - 財債と合計 1,268 1,576 匿名組合損益分配前税金等調整前四半期純損失() 1,268 1,576 匿名組合損益分配額 198 604 税金等調整前四半期純損失() 22,210 44,036 法人税等 1,645 776 少数株主損益調整前四半期純損失() 23,855 44,816 少数株主利益 794 814	貸倒引当金戻入額	-	1,865
営業外費用 13,927 11,726 支払手数料 250 247 新株予約権発行費 - 5,598 その他 360 2,623 営業外費用合計 14,537 20,196 経常損失() 21,140 43,072 特別損失 1,268 - 事業所閉鎖損失 1,268 - 出資金評価損 - 930 原状復旧工事費用 - 640 特別損失合計 1,268 1,570 匿名組合損益分配前税金等調整前四半期純損失() 22,408 44,643 () 22,408 44,643 匿名組合損益分配額 198 604 税金等調整前四半期純損失() 22,210 44,030 法人税等 1,645 776 少数株主損益調整前四半期純損失() 23,855 44,818 少数株主利益 794 814	その他	505	609
支払利息 13,927 11,726 支払手数料 250 247 新株予約権発行費 - 5,598 その他 360 2,623 営業外費用合計 14,537 20,196 経常損失() 21,140 43,072 特別損失 1,268 - 出資金評価損 - 930 原状復旧工事費用 - 640 特別損失合計 1,268 1,570 匿名組合損益分配前税金等調整前四半期純損失() 22,408 44,643 () 22,408 44,643 成金等調整前四半期純損失() 22,210 44,030 法人税等 1,645 776 少数株主損益調整前四半期純損失() 23,855 44,816 少数株主利益 794 816	営業外収益合計	604	3,727
支払手数料 250 247 新株予約権発行費 - 5,598 その他 360 2,623 営業外費用合計 14,537 20,196 経常損失() 21,140 43,072 特別損失 1,268 - 出資金評価損 - 930 原状復旧工事費用 - 640 特別損失合計 1,268 1,570 匿名組合損益分配前税金等調整前四半期純損失() 22,408 44,643 () 22,210 44,033 就人税等 1,645 776 少数株主損益調整前四半期純損失() 23,855 44,816 少数株主利益 794 816	営業外費用		
新株予約権発行費-5,590その他3602,623営業外費用合計14,53720,196経常損失()21,14043,072特別損失1,268-出資金評価損-930原状復旧工事費用-640特別損失合計1,2681,570匿名組合損益分配前税金等調整前四半期純損失()22,40844,643税金等調整前四半期純損失()19860税金等調整前四半期純損失()22,21044,035法人税等1,645776少数株主損益調整前四半期純損失()23,85544,815少数株主利益794814	支払利息	13,927	11,726
その他 営業外費用合計3602,623営業外費用合計14,53720,196経常損失()21,14043,072特別損失1,268-出資金評価損-930原状復旧工事費用-640特別損失合計1,2681,570匿名組合損益分配前稅金等調整前四半期純損失()22,40844,643既在組合損益分配額198604稅金等調整前四半期純損失()22,21044,035法人税等1,645776少数株主損益調整前四半期純損失()23,85544,815少数株主利益794814	支払手数料	250	247
営業外費用合計14,53720,196経常損失()21,14043,072特別損失1,268-出資金評価損-93原状復旧工事費用-640特別損失合計1,2681,570匿名組合損益分配前税金等調整前四半期純損失()22,40844,643税金等調整前四半期純損失()22,21044,038法人税等1,645776少数株主損益調整前四半期純損失()23,85544,815少数株主利益794814	新株予約権発行費	-	5,598
経常損失()21,14043,072特別損失1,268-出資金評価損-930原状復旧工事費用-640特別損失合計1,2681,570匿名組合損益分配前稅金等調整前四半期純損失()22,40844,643税金等調整前四半期純損失()22,21044,038法人税等1,645776少数株主損益調整前四半期純損失()23,85544,815少数株主利益794814	その他	360	2,623
特別損失 事業所閉鎖損失 出資金評価損 - 936 原状復旧工事費用 - 646 特別損失合計 匿名組合損益分配前税金等調整前四半期純損失 () 22,408 超名組合損益分配額 税金等調整前四半期純損失() 22,210 法人税等 1,645 776 少数株主損益調整前四半期純損失() 23,855 44,815	営業外費用合計	14,537	20,196
事業所閉鎖損失1,268-出資金評価損-930原状復旧工事費用-640特別損失合計1,2681,570匿名組合損益分配前稅金等調整前四半期純損失 ()22,40844,643匿名組合損益分配額198604税金等調整前四半期純損失()22,21044,033法人稅等1,645776少数株主損益調整前四半期純損失()23,85544,815少数株主利益794814	経常損失()	21,140	43,072
出資金評価損-930原状復旧工事費用-640特別損失合計1,2681,570匿名組合損益分配前稅金等調整前四半期純損失 ()22,40844,643匿名組合損益分配額198604税金等調整前四半期純損失()22,21044,039法人稅等1,645776少数株主損益調整前四半期純損失()23,85544,815少数株主利益794814	特別損失		
原状復旧工事費用-640特別損失合計1,2681,570匿名組合損益分配前稅金等調整前四半期純損失 ()22,40844,643匿名組合損益分配額198604稅金等調整前四半期純損失()22,21044,039法人稅等1,645776少数株主損益調整前四半期純損失()23,85544,815少数株主利益794814	事業所閉鎖損失	1,268	-
特別損失合計1,2681,570匿名組合損益分配前稅金等調整前四半期純損失 ()22,40844,643匿名組合損益分配額198604稅金等調整前四半期純損失()22,21044,038法人稅等1,645776少数株主損益調整前四半期純損失()23,85544,815少数株主利益794814	出資金評価損	-	930
匿名組合損益分配前稅金等調整前四半期純損失 ()22,40844,643匿名組合損益分配額198604稅金等調整前四半期純損失()22,21044,033法人稅等1,645776少数株主損益調整前四半期純損失()23,85544,815少数株主利益794814		<u> </u>	640
医名組合損益分配額198604税金等調整前四半期純損失()22,21044,039法人税等1,645776少数株主損益調整前四半期純損失()23,85544,815少数株主利益794814		1,268	1,570
税金等調整前四半期純損失()22,21044,039法人税等1,645776少数株主損益調整前四半期純損失()23,85544,815少数株主利益794814	匿名組合損益分配前税金等調整前四半期純損失 ()	22,408	44,643
法人税等1,645776少数株主損益調整前四半期純損失()23,85544,815少数株主利益794814	匿名組合損益分配額	198	604
少数株主損益調整前四半期純損失()23,85544,815少数株主利益794814	税金等調整前四半期純損失()	22,210	44,039
少数株主利益 794 814		1,645	776
		23,855	44,815
四半期純損失()		794	814
	四半期純損失()	24,650	45,630

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

【第1四半期連結累計期間】		
		(単位:千円)_
	前第1四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純損失()	23,855	44,815
その他の包括利益		
繰延へッジ損益	1,608	-
その他の包括利益合計	1,608	-
四半期包括利益	25,464	44,815
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	26,258	45,630
少数株主に係る四半期包括利益	794	814

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

当社グループは、前連結会計年度において、営業利益6,718千円、当期純利益57,045千円を計上し、黒字転換しておりますが、経常損益では、38,918千円の経常損失を計上しております。当第1四半期連結累計期間においても、営業損失26,604千円、経常損失43,072千円、四半期純損失45,630千円を計上しております。

このため、継続的な収益計上するには至っておらず、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社グループは、当該事象又は状況を改善・解消すべく、以下のとおり、安定した収益の確保、コスト削減、財務基盤の強化及び資金の確保等により安定した経営を図って参ります。

株式会社兵庫宝不動産をはじめとした業務提携先の保有不動産等の情報を中心に流動化(売却)事業を推進し、安定 した売上と利益の向上を図ります。さらに、国内外の不動産、国内外の投資家を対象とした仲介及び各種アドバイザ リー業務の取り扱い件数を増やすなど、多方面からの収益の増加を図ります。

一方、平成26年5月23日開催の取締役会において、マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社に対して第三者割当増資による第1回転換社債型新株予約権付社債及び第4回新株予約権の発行を決議致しました。当第1四半期連結累計期間において、すべての社債の転換及び新株予約権の行使が完了し、更なる収益確保等のため総額209,403千円の資金調達を図っております。

さらに、継続して、役員報酬の減額や業務提携先との協働をはじめとした業務の効率化等、安定的な収益に見合った 組織体制・コスト構造への転換を進めて参ります。

しかしながら、上記のすべての事業が計画通り実現するとは限らないため、現時点においては、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を 四半期連結財務諸表に反映しておりません。 (連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

該当事項はありません。

(会計方針の変更等)

該当事項はありません。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

税金費用の計算

税金費用については、当第1四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適 用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(追加情報)

該当事項はありません。

(四半期連結貸借対照表関係)

1 資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額

	前連結会計年度	当第1四半期連結会計期間
	(平成26年3月31日)	(平成26年6月30日)
流動資産	6,096千円	6,073千円
投資その他の資産	28,998千円	27,156千円

2 保証債務

前連結会計年度(平成26年3月31日)

SCM SOUTHRIDGE, LLCの賃貸借契約について、2件の家賃等の債務保証を行っております。

当第1四半期連結会計期間(平成26年6月30日)

SCM SOUTHRIDGE,LLCの賃貸借契約について、2件の家賃等の債務保証を行っております。

(四半期連結損益計算書関係)

該当事項はありません。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)
減価償却費	11,807千円	11,659千円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)

1.配当金支払額 該当事項はありません。

2.基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3.株主資本の著しい変動

株主資本の金額は、前連結会計年度末日と比較して著しい変動がありません。

当第1四半期連結累計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)

1.配当金支払額

該当事項はありません。

2.基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3.株主資本の著しい変動

当第1四半期連結会計期間において、平成26年6月9日に発行した第4回新株予約権の全てが行使されたことに伴い、資本金が79,701千円、資本準備金が79,701千円増加しております。また、平成26年6月9日に発行した第1回転換社債型新株予約権付社債が行使されたことに伴い、資本金が25,000千円、資本準備金が25,000千円増加しております。

これらの結果、当第1四半期連結会計期間末において資本金が1,130,065千円、資本準備金が995,052千円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)

1.報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント					四半期連結
	投資事業	アセット マネージメント 事業	その他の事業	計	調整額 (注1)	損益計算書 計上額 (注2)
売上高						
外部顧客への売上高	118,525	480	150	119,155		119,155
セグメント間の内部売 上高又は振替高		60	150	210	210	
計	118,525	540	300	119,365	210	119,155
セグメント利益又は損 失()	8,343	464	199	7,680	472	7,207

- (注) 1 セグメント利益又は損失()の調整額472千円は、セグメント間取引消去額であります。
 - 2 セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。
- 2.報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報 該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)

1.報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント					四半期連結
	投資事業	アセット マネージメント 事業	その他の事業	計	調整額 (注1)	損益計算書 計上額 (注2)
売上高						
外部顧客への売上高	107,738	480	798	109,017		109,017
セグメント間の内部売 上高又は振替高		60	150	210	210	
計	107,738	540	948	109,227	210	109,017
セグメント利益又は損 失()	28,110	486	533	27,090	486	26,604

- (注) 1 セグメント利益又は損失()の調整額486千円は、セグメント間取引消去額であります。
 - 2 セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。
- 2.報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報 該当事項はありません。

(金融商品関係)

四半期連結財務諸表規則第17条の2の規定に基づき、注記を省略しております。

(有価証券関係)

四半期連結財務諸表規則第17条の2の規定に基づき、注記を省略しております。

(デリバティブ取引関係)

四半期連結財務諸表規則第17条の2の規定に基づき、注記を省略しております。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、次のとおりであります。

項目	前第1四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)
1株当たり四半期純損失金額()	4円17銭	4円83銭
(算定上の基礎)		
四半期純損失()(千円)	24,650	45,630
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る四半期純損失金額()(千円)	24,650	45,630
普通株式の期中平均株式数(株)	5,910,000	9,453,621

- (注) 1.潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期 純損失であるため記載しておりません。
 - 2.当社は平成25年10月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期純損失金額()を算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年8月13日

燦キャピタルマネージメント株式会社 取締役会 御中

清和監査法人

指定社員 公認会計士 筧 悦 生 印 業務執行社員

指定社員 業務執行社員 公認会計士 坂井浩史 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている燦キャピタルマネージメント株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成26年4月1日から平成26年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成26年4月1日から平成26年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、燦キャピタルマネージメント株式会社及び連結子会社の平成26年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、前連結会計年度において、営業利益、当期純利益を計上し、黒字転換しているが、経常損失を計上している。当第1四半期連結累計期間においても、営業損失、経常損失、四半期純損失を計上している。このため、継続的な収益計上するには至っておらず、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点においては、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表には反映されていない。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

EDINET提出書類 燦キャピタルマネージメント株式会社(E03745) 四半期報告書

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1.上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 . XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。